

介護予防サポーター 事業の実施は

山岡 幹雄 議員



役割、継続性を議論する必要がある

保険福祉部長

問 高齢者がいつまでも

元気で生き生きと生活ができる目的で介護予防サポーター事業等が全国で行っている。この事業の実施の考えはないか。

答 介護予防サポーター事業は、地域で実施している介護予防事業の補助スタッフとしてボランティア活動することで、介護予防の知識・技術を習得し、地域でのリーダー的役割を担う活動ができる人材の発掘、取り組みを目指すものだ。

高齢者が介護予防サポーターとして地域の高齢者支援事業に参加することで、サポーター自身が介護予防と生きがいにつながることに期待できる。

サポーターを養成、活用するには、位置づけ・役割・継続性を議論する必要がある、今後の課題と考える。

問 ボランティアポイント制度を34・1%、593

市町村が実施している。通いの場づくりの担い手の確保や参加を推進する目的で介護予防に資する取り組みへの参加ボランティア等へポイントの付与を行い、3千円の商品券がもらえる自治体もある、この制度を行なう市長の考えは。

答 必要なサービスを必要な方々に提供できることは市としても必要だ。協力してもらえらる方の状況等をしっかりと把握しながら研究していく。

市民ハンター制度の導入は

問 市の有害鳥獣の被害状況とその対策は。

答 令和4年度の被害状況は、被害面積5千㎡、被害量1041kg、被害金額23万9千円だ。対策として愛西市猟友会に駆除を依頼し、農作物の被害防止を図っている。

問 狩猟免許はなくても

特定外来種のアライグマを捕獲できる市民ハンター制度を導入した自治体があるが市長の考えは。

答 今後研究し、導入できるものであれば、導入することも一つではないか。



▲捕獲する装置